

令和3年8月13日

保護者各位

宮崎県立妻高等学校
校長 高橋 哲郎

県立学校等における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

県下全域に「緊急事態宣言」が発令され、県教育委員会の通知を受け、以下のとおり対応することになりましたのでご連絡いたします。感染拡大の防止に何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 今後の対応【対応期間：8月11日（水）から8月31日（火）まで】

1 感染症対策について

(1) 校内における感染リスクの回避について

- 感染が急増していることを踏まえ、感染症への警戒を強化します。
- 感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動の実施については、地域や学校の感染状況等により、制限される活動等もあることから、教科等の指導計画や指導方法等の見直しを行い、必要な措置を講じます。
- 引き続き『県立学校における新しい生活様式』の徹底を図ります。

(2) 健康観察の徹底について

- 生徒も教職員も、毎日の健康観察を、改めて徹底します。
- 同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、夏季休業中における部活動や課外活動等で登校する場合を含め、登校・出勤を控えてください。
- 夏季休業中における部活動や課外活動等で登校する場合を含め、登校後においても生徒の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気付いた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ります。

(3) 部活動について

① 対応期間 8月11日（水）から8月31日（火）まで

○ 8月12日（木）から18日（水）まで部活動は中止とする。

- ・ ただし、大会への参加が決まっている部活動は、下記8月19日（木）以降の活動と同様に行うことができるものとする。

② 8月19日（木）以降について

- 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- 活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上以上の休養日とすること）
- 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- 他校との交流（合同練習や対外試合）は行わないこと。
- 施設が限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。